

# 令和3年度 入札制度等の改正について

令和3年3月12日 勝山市監理・防災課

## 1. 総合評価落札方式の評価項目(コロナ禍による継続学習及び環境美化活動)

### (1)現在の取扱い

継続学習	<p>1. 評価項目の詳細</p> <p>(1)土木一式 推奨ユニット数</p> <p>①設計金額 4,500 万円未満 16 ユニット/1 年または 32 ユニット/2 年</p> <p>②設計金額 4,500 万円以上 20 ユニット/1 年または 40 ユニット/2 年</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 R2.9.1~R3.3.31</p> <p>①設計金額 4,500 万円未満 16 ユニット/2 年または 32 ユニット/3 年</p> <p>②設計金額 4,500 万円以上 20 ユニット/2 年または 40 ユニット/3 年</p> </div> <p>※証明書の証明日及び証明期間の終期は、開札日から遡って3か月以内であるものを有効。</p> <p>2. 評価点</p> <p>・推奨ユニット(単位)を取得 … 1点      ・推奨ユニット(単位)の半分以上を取得 … 0.5点</p>
環境美化活動	<p>1. 評価項目の詳細</p> <p>公告日の前年度中に、次の環境美化活動を行っていること。</p> <p>①自社の資材置き場について、環境美化・景観に配慮し、定期的(年3回以上)に整理を実施</p> <p>②公共施設、公共設備、道路、歩道、街路樹の清掃(植栽含む)活動を定期的(年3回以上)に実施</p> <p>③環境美化行事(クリーンアップ九頭竜川、地域の環境美化活動、講演会等)、または、市や公民館が主催または共催する行事のボランティア活動へ参加</p> <p>2. 評価点</p> <p>・①+② or ①+③ … 1点      ・② or ③ … 0.5点</p>

### (2)改正内容

継続学習制度に認定される講習等や環境美化活動が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、次のとおり改正する。

継続学習	<p>1. 評価項目の詳細</p> <p>(1)土木一式 推奨ユニット数</p> <p>①設計金額 4,500 万円未満 16 ユニット/1 年または 32 ユニット/2 年</p> <p>②設計金額 4,500 万円以上 20 ユニット/1 年または 40 ユニット/2 年</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 <del>R2.9.1~R3.3.31</del> <b>R3.4.1~R4.3.31</b></p> <p>①設計金額 4,500 万円未満 16 ユニット/2 年または 32 ユニット/3 年</p> <p>②設計金額 4,500 万円以上 20 ユニット/2 年または 40 ユニット/3 年</p> </div> <p>※証明書の証明日及び証明期間の終期は、開札日から遡って3か月以内であるものを有効。</p> <p>2. 評価点</p> <p>・推奨ユニット(単位)を取得 … 1点      ・推奨ユニット(単位)の半分以上を取得 … 0.5点</p>
環境美化活動	<p>1. 評価項目の詳細</p> <p>公告日の前年度中に、次の環境美化活動を行っていること。</p> <p>①自社の資材置き場について、環境美化・景観に配慮し、定期的(年3回以上)に整理を実施</p> <p>②公共施設、公共設備、道路、歩道、街路樹の清掃(植栽含む)活動を定期的(年3回以上)に実施</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 <b>R3.4.1~R4.3.31</b></p> <p><del>③環境美化行事(クリーンアップ九頭竜川、地域の環境美化活動、講演会等)、または、市や公民館が主催または共催する行事のボランティア活動へ参加</del></p> </div> <p>2. 評価点</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 <b>R3.4.1~R4.3.31</b></p> <p>・①+② <del>or ①+③</del> … 1点      ・② <del>or ③</del> … 0.5点</p> </div>

### (3)適用時期

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用する。

## 2. 工事成績評定対象工事の変更

### (1)現在の対象工事

請負金額 250 万円以上の建設工事

### (2)改正内容

請負金額 500 万円以上の建設工事とする。ただし、舗装工事及び鋼構造物工事は請負金額 250 万円以上とする。

### (3)適用時期

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用する。

## 3. 市外業者の競争入札等参加資格の追加申請

### (1)現在の取り扱い

市外業者の追加申請は、すべての区分において中間年度の1回のみとしている。

### (2)改正内容

次のとおり四半期ごとに設定する。

適用日	申請期間
7月1日	5月1日～5月31日
10月1日	8月1日～8月31日
1月1日	11月1日～11月30日
4月1日	12月1日～1月31日

### (3)適用時期

令和3年4月1日から適用する。

## 4. 各種発注、契約、施工等関係書類の押印の廃止 ほか

### (1)改正内容

すべての区分において、発注、契約、施工等に関する書類の押印を廃止する。ただし、入札書、見積書、契約書等については引き続き押印が必要とする。（押印を廃止する書類は、契約時や施工時等に各担当職員が説明を行う。）

建設工事の契約書に添付していた覚書を廃止する。

### (2)適用時期

令和3年4月1日以降に提出する書類から適用する。

## 5. 舗装工事の入札における資格確認書類

### (1)現在の取扱い

落札候補者は、次の確認書類を提出する必要あり。

- ・機械の保有確認書類(市役所の資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書(写)等)
- ・オペレータの保有資格および雇用確認書類(運転免許証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、資格者証(写)、健康保険証(写)等)

### (2)改正内容

各入札において記載する機械及びオペレータが、2 か年ごとの競争入札参加資格審査時に確認を受けた内容であれば、上記の確認書類の提出は不要とする。

### (3)適用時期

令和3年4月1日以降に提出する書類から適用する。

## ※確認事項

## 6. 機械類の工事の発注方法の変更について

### (1)確認事項

機械類をメインとする工事は、令和3年4月1日から機械器具設置工事で発注する。

### (2)適用時期

令和3年4月1日以降に発注する案件から適用する。